

新型コロナウイルス感染症を考慮した避難所運営等について

新型コロナウイルス感染症がまん延する状況において災害が発生し、避難所開設を行う場合には、感染症対策に万全を期することが求められています。

住吉区としても大阪市の「避難所開設・運営ガイドライン別冊（新型コロナ禍版）」に則り、次のとおり実施します。

1 在宅避難や安全な親戚、知人宅への避難の検討を推奨

▶次の点について広報紙（7月号）やホームページ等で周知を行う。

- ・新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、

「災害時には、危険な場所にいる人は避難すること」を原則

- ・地震や水害等により、自宅が倒壊や浸水のおそれがない場合や安全な場所に親戚、知人宅がある場合については、在宅避難等もあらかじめ検討しておく

2 避難所等必要物資の調達

▶避難所において必要な物資について、危機管理室に必要物資リストを提出。

別紙 1

全区共通で必要な物資については、危機管理室において一括して調達。区独自の必要物資については区で調達を実施。

（福祉避難所・緊急入所施設への物資についても危機管理室に要請）

▶iisumi を用いた情報収集の実施について（実施中） **別紙 2**

令和 2 年 6 月から福祉避難所に対して、新型コロナウイルスの影響による施設や不足物品の状況などについて、iisumi に毎週 1 回実施し、各施設間で情報共有を実施。危機管理室への物資の要請に活かしている。

また、今後、使用量などを分析し、大阪急性期・総合医療センターに協力いただき、各物資の有効な使用方法等について研修を実施予定。

3 避難所における避難スペース・収容人数等の見直し

別紙3-1、3-2

▶感染防止の観点から避難スペースや収容人数の見直しを実施

従来避難場所として設定していなかったスペース（部屋等）についても使用可能か施設側と調整

【主なポイント】

- ①「一般避難者」と「熱咳等症状者」（37.5℃以上の発熱のある方、咳・くしゃみなどの症状がある方）で避難スペースや動線を物理的に区分
- ②熱咳等症状者を対応する人の特定（原則、区職員が対応）
区職員が到着していない際の対応検討
- ③一人当たりのスペース基準の変更による収容人数の減少
1.6㎡ ⇒ 一般避難者 : 4㎡
⇒ 熱咳等症状者 : 6㎡
- ④テントや車中泊のスペース等の検討
- ⑤在宅避難者への対応の検討
- ⑥収容人数が減少することに伴う、新たな災害時避難所確保の検討

4 区指定コロナ避難所の検討

▶新型コロナウイルス濃厚接触者の避難場所となる、「区指定コロナ避難所」を確保する必要があるため、場所やスペース等など総合的な検討を実施

※陽性者については、指定医療機関・宿泊療養施設で滞在

（検討案）

災害時避難所に指定はしているが、一時的に避難することになっていない施設（区民センター図書館棟2階、住吉老人福祉センター）

5 福祉避難所、緊急入所施設について

▶福祉避難所、緊急入所施設への受入要請については、クラスターの発生防止という観点から「熱咳等症状者」の受入要請は行わない。

⇒「熱咳等症状者」のうち災害時避難所での生活が困難な要援護者への対応について、検討が必要

- 6 区民への周知 別紙4-1、4-2
 - ▶新型コロナウイルス感染症時に災害が発生した場合にとるべき行動を記載したリーフレットや避難カードについて、ホームページ等で周知を行う。

- 7 避難所開設・運営マニュアルの改訂
 - ▶大阪市が作成した「避難所開設・運営ガイドライン別冊（新型コロナ禍版）」に基づき、より実態に応じたマニュアルになるよう災害時避難所ごとの「避難所開設・運営マニュアル」を改訂する。

- 8 避難所開設セットの改訂
 - ▶誰でも避難所開設が行うことができるように、各班（総務・情報班、管理班、救護班、食糧物資班）が行うべきマニュアルや必要物資をまとめた、避難所開設セットについて改訂する。（一般避難者用、熱咳等症状者用）

- 9 避難所開設・運営マニュアル、避難所開設セットに基づく訓練の実施
 - ▶令和2年11月14日（土）に実施の訓練において、新型コロナウイルス感染症を考慮した避難所開設・運営訓練の実施を検討。
（今後説明会や模擬訓練なども含め、地域や学校と調整）